

# KEN-KYO.COM

128  
2025



北見建設業協会 R7・11・27 発行



## 11月の動向

11月26日(水) 第10回 理事会 14:00

# 月下極酌

▼2025年10月21日に発足した高市内閣。高市早苗氏は日本初の女性総理として、また自民党と日本維新の会による新たな連立政権として注目を集める中、就任直後から精力的な外交活動を開始した。発足から約1週間のうちに、高市氏は10月25日から東南アジア諸国連合（ASEAN）関連首脳会議でマレーシアを訪問後、訪日したトランプ米大統領と初めて対面で会談した。30日からは韓国の慶州を訪問し、同国の李在明大統領、中国の習近平国家主席、カナダのカーニー首相などと個別に会談したほか、アジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議に出席した。2031年のAPECは日本が議長国を務めることが今回決まった。またG20サミットにも出席した。▼また予算委員会での「存立危機事態」になり得る答弁に中国が猛反発。いつもの気に入らないと脅しにかかる常套手段を展開している。▼政府は11月21日、総額21兆3000億円規模の総合経済対策を決定した。総合経済対策に盛り込まれる17項目の戦略分野として、AI・半導体、造船、量子、合成生物学・バイオ、航空・宇宙、デジタル・サイバーセキュリティ、コンテンツ、フードテック、資源・エネルギー安全保障・GX、防災・国土強靭化、創薬・先端医療、フュージョンエネルギー、マテリアル（重要鉱物・部素材）、港湾ロジスティクス、防衛産業、情報通信、海洋だ。▼補正予算のうち北海道開発事業費は約1800億の見通しだ。▼これらを実現することは簡単ではないが、これから戦略は今後日本の経済構造が大きく変わることは間違いない。高市政権は我々にどんな日本の未来の姿を見せてくれるのだろうか。

(郷記)



## Kensetsu News

2025/10/16 契約書に「変更条項」設定を／改正業法で義務化、施行直前で6割対応／国交省調査

【建設工業新聞 10月 16日 1面記事掲載】

改正建設業法で新設された契約変更協議の円滑化ルールが2024年12月に施行してから初めての運用実態調査の結果を国土交通省が公表した。改正法では価格転嫁や工期変更のための協議を円滑に行うため、契約上の義務として請負代金や工期の「変更方法」を契約書の法定記載事項とした。25年1月時点での契約済みの民間工事を対象に、契約変更条項が「あった」と回答した建設会社は6割にとどまる。法施行を踏まえ、今後締結する契約では契約変更条項を必ず設け、これに基づき受発注者間で協議を行う確実な対応が必要だ。

運用実態は24年度の「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」の一環で把握した。元請工事があった1373社の回答で、物価高騰などに応じた契約変更条項が「すべてあった」か「おおむねあった」は60・2%の827社だった。

民間発注者の立場でも契約変更条項の有無を聞いた。電気や鉄道、住宅・不動産業界などの大手企業59社の回答で同条項が「あった」は66・1%の39社だった。

いずれも23年12月以降に請け負った工事が調査対象のため、ほとんどが法施行前に締結した契約とみられる。法施行後は契約書に「変更額を協議して定める」といった記載が必須となり、契約変更を認めない内容の契約や、契約変更条項がない契約は許容されなくなった。国交省は今回の調査を「起点」と位置付け、次年度以降の調査で新たな義務への対応状況の推移をチェックしていく考えだ。

調査では契約変更のための協議の対応状況も聞いた。建設会社1574社のうち、注文者の発注者や元請に協議を申し出たが「応じてもらえなかった」は10・5%の165社に達した。大手の民間発注者向けの調査では、受注者からの協議の申し出に応じなかったケースはゼロだった。

24年12月に施行した改正法の規定には「恐れ（リスク）情報」の運用も含まれる。契約前の受注者による恐れ情報の通知を義務化し、それに基づく契約変更の協議の申し出に注文者が誠実に応じる努力義務を課した。こうした規定の「およそその内容を知っている」との回答は、建設会社向けの調査で59・8%にとどまった。小規模な企業になるほど認知度は低くなる傾向があり、新たな規定の一層の周知が必要と言えそうだ。

## 2025/10/24 厚労省／建退共制度見直し検討に着手／複数掛け金導入を議論

【建設工業新聞 10月 24日 1面記事掲載】

厚生労働省は、建設業退職金共済制度（建退共制度）の見直しを検討する。勤労者退職金共済機構（勤退共）の建設業退職金共済事業本部が設置した有識者検討会の取りまとめを踏まえ、複数掛け金の導入をはじめとする制度の在り方を議論。労働政策審議会（労政審、厚労相の諮問機関）の専門部会に考え方示す。

23日の労政審勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会（山本眞弓部会長）で、方針を明らかにした。建退共制度は単一掛け金が前提で、複数掛け金の導入となれば、中小企業退職金共済法の改正が必要になり、同共済部会で対応が審議されていくことになる。

同日の会合では、労働者代表の長谷部康幸委員（全国建設労働組合総連合賃金対策部長）が、「取りまとめに基づき、最低でも退職金1000万円を実現する政策の実現、制度の安定的運用の引き継ぎの検討をお願いしたい」と問題を提起した。厚労省の安達佳弘雇用環境・均等局勤労者生活課長は、建退共制度を巡る精力的な検討に敬意を示した上で、「掛け金の複数化など制度に

についての意見もある。課題を整理の上、どういう形で対応するか真摯（しんし）に検討する。さまざまな角度から検討を行う」と応じた。予定運用利回りの引き上げについて調整していることも説明した。

取りまとめは、建設労働者の処遇を改善するため、技能・経験に応じた退職金を建退共制度から受け取れるよう、掛け金を上乗せできる複数掛け金制度の導入や、制度の民間工事への普及、元請と下請それぞれの見積書への費用の位置付けなどを求めている。掛け金を柔軟に設定できる仕様とすることなども盛り込まれた。

会合では、建退共制度を含む中小企業退職金共済制度の現状について審議し、大きな問題のないことを確認した。建退共制度の電子申請や、建設キャリアアップシステム（CCUS）との連携状況も報告された。高木朋代委員は「加入者、業界の利益になることはスピードを上げてやってほしい」と求めた。

**2025/10/29 標準労務費 具体値14職種・分野決定へ 国交省12月の改正法施行時点で**

【建設工業新聞 10月 28日 1面記事掲載】

12月12月に予定する改正  
建設業法の全国施行のタイミングで国土交通省が決定する「労務費に関する基準（標準労務費）」の具体的な数値が、14職種・分野になる見通しだ。いずれも国交省と各専門工業団体などで進めている意見交換会で調整を終えた。法施行後も準備が整った職種から順次具体的値を決定する方針。

## 標準労務費 具体値14職種・分野決定へ 国交省12月の改正法施行時点で

27日に開かれた中央建設業審議会（中建審）のワーキンググループ（WG）で、国交省が説明した。法施行前に中建審が勧告する標準労務費は、基本的に考え方をまとめた文書だけが対象となる。鉄筋や型枠など工種別の具体的な見取りを前提に国交省が決定公表することになる。これまでに具体的な意見交換に入ったのは24職種・分野。WGの前回会合がつた9月時点では、▽鉄筋

ただし決定前の職種でも、法施行後は共通して労務費の見積もり規制が適用されることに注意が必要だ。

27日に開かれた中央建設業審議会（中建審）のワーキンググループ（WG）で、国交省が説明した。法施行前に中建審が勧告する標準労務費は、基本的に考え方をまとめた文書だけが対象となる。鉄筋や型枠など工種別の具体的な見取りを前提に国交省が決定公表することになる。これまでに具体的な意見交換に入ったのは24職種・分野。WGの前回会合がつた9月時点では、▽鉄筋

▽型枠▽左官▽漆かん▽橋梁▽造園▽の6職種で調整を終えていた。加えて今回の会合までに、▽住宅分野▽電工▽とび▽空調衛生▽土工▽鉄骨▽切断穿孔▽警備▽の8職種・分野で協議がまとまった。

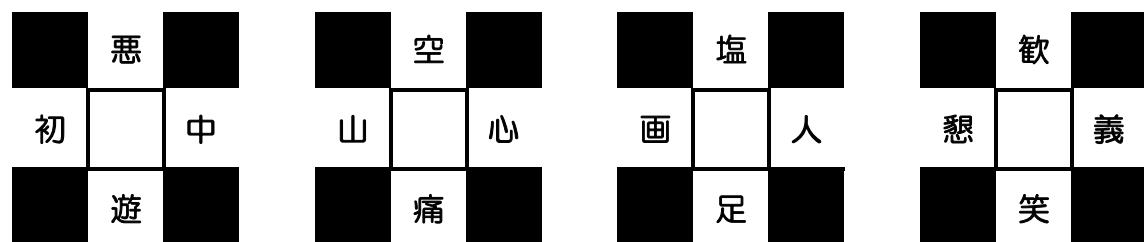
具体的値を建築と土木で別々にすると、各職種の現場実態に応じ細分化の程度は異なる。「とび・土工工事」だけでも足場など仮設工事の種類や、土工事のバリエーションに応じ具体的には57パーセンタージである。「住宅分野」は一戸建て住宅を対象とした歩掛かりの調査結果を反映し、建て方や解体など12工程ごとに具体的な見込みを固めた。「交通誘導警備」も具体的値を設定したが、警備業務の請負契約は建設業法の対象外で改正法の規制が及ばない。ただ、それがわ寄せとなる事態を防ぐため、警備業を所管する警察庁と連携した実効性確保策を別途講じる方針だ。



仕事の手を休め、リフレッシュしては・・・(第 128 号)

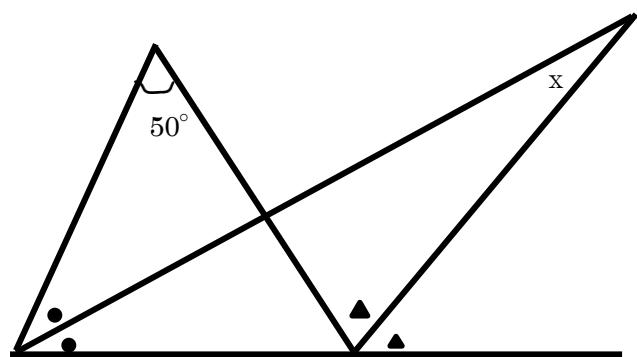
◆国語の問題

問題 1 次の□に漢字を一文字入れて熟語を完成しなさい。



◆算数の問題

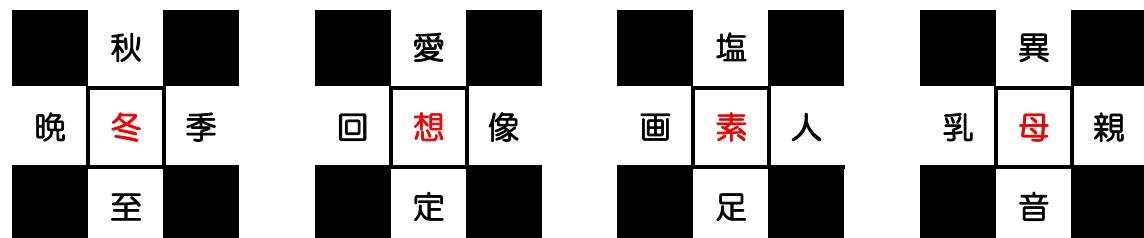
問題 1 次の図形の X の角度を求めなさい。



第 127 号の解答

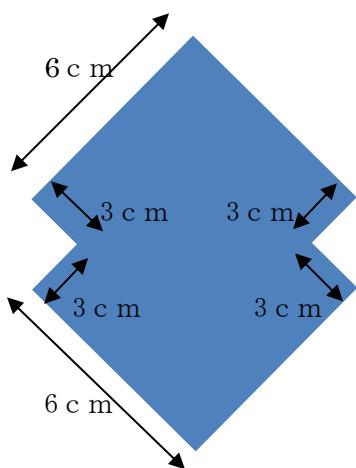
◆国語の問題

問題 1 次の□に漢字を一文字入れて熟語を完成しなさい。



◆算数の問題

問題 1 次の図形の面積を求めなさい。



答え 63cm<sup>2</sup>